

個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準を定める要綱

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を次のとおり定める。

目次

- 第1 開示決定等の審査基準
- 第2 保有個人情報該当性に関する判断基準
- 第3 不開示情報該当性に関する判断基準
- 第4 一部開示に関する判断基準
- 第5 裁量的開示に関する判断基準
- 第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準
- 第7 訂正決定等の審査基準
- 第8 利用停止決定等の審査基準
- 第9 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の権利濫用に関する判断基準

第1 開示決定等の審査基準

- 1 全部又は一部を開示する旨の決定（法第82条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第80条）。
- 2 全部を開示しない旨の決定（法第82条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報の全てが不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第81条）
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報を実施機関において保有していない場合（法第124条第2項の規定により実施機関に保有されていないものとみなされる場合を含む。）又は開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合
 - (4) 開示請求に係る保有個人情報が、法第124条第1項又は他の法令の規定により法に基づく開示請求の対象外とされるものである場合
 - (5) 開示請求書に法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを示す書類に不備がある場合。ただし、法第77条第3項に基づき、当該不備を補正できると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合

- 4 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、一部開示をすべきかどうかの判断は、「第4 一部開示に関する判断基準」に、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示決定を拒否すべきかどうかの判断は、「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は「第9 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の権利濫用に関する判断基準」にそれぞれよる。

第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

なお、「職務」には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の事務の補助執行として処理している事務等を含む。ただし、実施機関の職員が、名古屋市職員共済組合その他の市以外の団体の事務に従事している場合の当該事務は含まない。

- 2 「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。同項の「生存する」とは、既に死亡している個人に関する情報を「個人情報」に含まないことを意味する。また、同項の「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全

般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。この場合の「個人」とは、居住地や属性を問わず、公務員を含むあらゆる自然人を対象とするものである。

「個人情報」には、刊行物等によって公になっている情報映像、音声による情報も含み、暗号化等により秘匿化されているかどうかを問わない。

- 3 「組織的に利用する」とは、個人情報を作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。したがって、職員が単独で作成し、又は取得した備忘録等であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの、自己の職務の遂行の便宜のために利用する行政文書の写し等は、これに該当しない。
- 4 「行政機関等が保有している」とは、実施機関が当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管している場合、又は倉庫業者等をして保管させている場合も含まれる。また、個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバー上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。
- 5 「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに記録されている個人情報に限ることをいう。したがって、職員が単に記憶しているに過ぎないものは、保有個人情報に該当しない。

また、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第16条各号に規定する、官報、新聞、書籍等や、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館等で特別の管理がされている文書に記録されている個人情報も、これらの文書が地方公共団体等行政文書に該当しないこと

から、保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1号）についての判断基準

本号は、開示請求をした本人又は代理人に保有個人情報を開示することにより、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合には、当該保有個人情報を不開示とすることを定めるものである。例えば、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報や、児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報が当たる。

本号が適用される場合は、開示することにより、本人に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第2号）についての判断基準

(1) 本号にいう「開示請求者」とは、代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、当該本人をいう（法第78条第1号）。したがって、「開示請求者以外の個人」とは、本人以外の者を意味する。

(2) 「個人に関する情報」とは、個人情報とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、開示請求者以外の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は本号の対象とはならず、法第78条第3号の規定により判断する。

(3) 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述（住所、電話番号、役職名等）又は個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）その他の符号等をいい、映像や音

声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて含まれる。

- (3) 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。
- (4) 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。
- (5) 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができる文字、番号、記号その他の符号をいう。具体的には、令第1条に定められており、特定の個人の身体の一部の特徴（DNAの塩基配列、顔の容貌、指紋等）を電子計算機の用に供するために変換した符号、又は旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、個人番号（マイナンバー）、健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号などが含まれる情報をいう。
- (6) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。したがって、特定の個人を識別することができない情報であっても、例えば、作文、反省文等個人の人格と密接に関連する情報、思想、宗教等個人の内心に関する情報、健康状態、病歴、カルテ等個人の心身状態に関する情報、家族構成、家計

収支等個人の生活状態に関する情報、結婚歴、転居歴等個人の経歴に関する情報、個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報などが含まれる保有個人情報については、開示することにより本人以外の個人の権利利益を害するおそれがないかにつき、留意を要する。

- (7) 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（本号イ）であるかどうかは、次のことを踏まえて判断する。

ア 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる（法第61条第1項）。

イ 「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

- (8) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（本号ロ）には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることに留意しつつ、個別の事案に応じて慎重な検討を行う必要がある。

(9) 「公務員等の職及び職務の遂行に係る情報」(本号ハ)については、次のことを踏まえて判断する。

ア 「公務員等」とは、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。したがって、国及び地方公共団体の一般職の職員のほか、地方公共団体の長、委員会等の構成員、市会議員、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、当該者が公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

イ 「職務の遂行に係る情報」(ただし書)とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における活動についての情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員等個人の私的な情報は含まれない。

ウ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第2号イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合、開示請求に対して開示することを事前に取り決めている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

本市においては、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」という。)第7条第1項第1号アの規定により、公務員等の氏名については、これを公開することにより当該

公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、公開することとされていることから、同規定により公開されることとなる公務員等の氏名については、「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に当たる。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第3号）についての判断基準

- (1) 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第78条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第7号の規定に基づき判断する。
- (2) 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第2号の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。
- (3) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業に関する情報であって、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（本号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(5) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（本号イ）については、次のことを踏まえて判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(6) 任意に提供された情報（本号ロ）については、次のことを踏まえて判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」には、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

イ 「行政機関等の要請」には、法令又は条例に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、

当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

ウ 「開示しない」には、第三者に対して当該情報を提供しないという意味であり、法に基づく開示請求や情報公開条例に基づく公開請求に対して開示又は公開をしないことも当然含まれる。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

エ 「条件」については、行政機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

オ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

カ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号口には該当しない。

4 審議、検討又は協議に関する情報（法第78条第6号）についての判断基準

(1) 対象となる情報の範囲について

国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関をいう。）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具

体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 上記(2)から(4)までにおける「不当に」とは、審議、検討又は協議の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量した上で行う。
- (6) 附属機関、行政委員会等の合議制機関等の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報については、法令、条例、当該機関において定めた規程等においてこれらの情報を開示しないこととしているか否かにか

かわらず、当該情報の内容に照らし、個別具体的に、開示・不開示の判断を行う必要がある。

- (7) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討又は協議の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討又は協議が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討又は協議に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

7 事務又は事業に関する情報（法第78条第7号）についての判断基準

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、次のことを踏まえ、判断する。

ア 「次に掲げるおそれ」として本号イからトまでに掲げられたものは、国の機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障である。これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する場合があります。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかど

うかを判断するとの趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

エ 「支障」とは、名目的なものでは足りず、実質的・具体的であることが必要であり、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られる。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(本号イ)については、次のことを踏まえて判断する。

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

イ 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

ウ 「他国若しくは国際機関」(以下「他国等」という。)には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等を含む。

エ 他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなお

それをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

オ 他国等との「交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

(3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（本号ロ）については、次のことを踏まえて判断する。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいい、「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいい、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

イ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

犯罪の予防、鎮圧又は捜査のほか、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共

の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も含まれる。

- (4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（本号ハ）については、次のことを踏まえて判断する。ア 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、本号ハに該当する。

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方

公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」については、次のことを踏まえて判断する。

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいい、「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。また、「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

イ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」については、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人は、それらの者が一方の当事者となる上記アの契約等において、自己の意思により、又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要があるところ、これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような場合が該当するものである。

(6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（本号ホ）については、調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、及び試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報が該当するものである。

(7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（本号ヘ）については、国の機関等が行う人事管理（職員

の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報が該当する。

- (8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(本号ト)については、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものが該当する。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第78条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条に基づき部分開示とすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(法第79条第1項)については、次のことを踏まえて判断する。

- (1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- (2) 「容易に区分して除くことができる」とは、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでな

く、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も含まれる。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に黒塗りをして再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- (3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。

部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示することとならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、

観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

なお、不開示情報を分離した残りの部分によって、開示請求者が知りたいと思う保有個人情報の内容が十分に知り得るか否かの判断は行わない。

2 個人識別性の除去による部分開示（法第79条第2項）については、次のことを踏まえて判断する。

(1) 「開示請求に係る保有個人情報に法第78条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」について

ア 法第79条第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物であり、他の不開示情報の類型が法第78条各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、法第79条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第78条第2号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分

を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」について

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」について

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、法第79条第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第80条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、個人の権利利益を保護するために特に必要であると認めて、開示するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、法第78条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の高度の行政的な判断により、開示することができることとされているものである。

法第78条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、当該各号の規定が適用され不開示となる場合であっても、開示請求者に係る特段の事情等を踏まえ、なお開示する必要性があると認められる場合が該当する。

第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る保有個人情報を実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。
- 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」について、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も申請に対する処分であることから、行政手続法第8条及び名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第8条第1項に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否する必要がある情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第7 訂正決定等の審査基準

- 1 訂正請求の対象となる保有個人情報の範囲等は、法第90条第1項に規定

されているが、同項の解釈に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 「自己を本人とする保有個人情報」について

法第90条第1項においては、訂正請求の対象となる保有個人情報につき、自己を本人とする保有個人情報であって「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（法第90条第1項第1号）又は「開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（法第90条第1項第2号）に限ることとしているが、本市においては条例第7条第1項において、これらの制限を適用しないこととし、開示決定を経ずとも直接訂正請求をすることができることとしている。したがって、「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない」とする法第90条第3項も適用されない。

(2) 「内容が事実でないと思料するとき」について

訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られており、訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に関連する。

(3) 「保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）」について

訂正には、追加又は削除を含む。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

(4) 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」につ

いて

保有個人情報の訂正について、他の法令又は条例の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとなる。

2 全部又は一部を訂正する旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有 개인정보が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で」（法第92条）行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

3 全部を訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正に関して、法以外の法令又は条例の規定により特別の手続が定められている場合
- (2) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合、同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求める。
- (3) 調査等の結果、訂正請求に係る保有 개인정보が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
- (4) 調査等の結果、判明した事実が、請求時点において実際に記録されている内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

- (5) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要なでない場合
- (6) 訂正請求に係る保有 개인정보が存在しない場合
- (7) 訂正請求が事実の訂正を求めるものでない場合
- (8) 訂正請求に係る保有 개인정보が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合（条例第7条第2項）。この場合の判断基準については、「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に準ずる。
- (9) 訂正請求が権利濫用に当たる場合
権利濫用に当たるか否かの判断は、「第9 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の権利濫用に関する判断基準」による。

第8 利用停止決定等の審査基準

- 1 利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲等は、法第98条に規定されているが、同項の解釈に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 「自己を本人とする保有個人情報」については、「第7 訂正決定等の審査基準」の1(1)と同様である。
 - (2) 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」について
いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、法第98条第1項第1号により利用停止請求の対象となる。
 - (3) 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」について
違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。
 - (4) 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」について
偽りその他不正の手段により個人情報が取得された場合をいう。
 - (5) 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」
法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用

している場合をいう。

(6) 「利用の停止又は消去」について

「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

(7) 「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」について

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(8) 「提供の停止」について

以後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

(9) 「利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」

保有個人情報の利用停止について、他の法令又は条例の規定により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとなる。

2 全部又は一部を利用停止する旨の決定（法第101条第1項）は、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。この際に考慮すべき事項は次のとおりである。

(1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」について

「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると行政機関の長等が認めるときである。

その判断は、当該行政機関等の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

- (2) 「当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」について

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- (3) 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」について

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益とより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととなる。

- (4) 保有個人情報を基になされた行政処分との関係

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政

処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

3 全部を利用停止しない旨の決定（法第 101 条第 2 項）は、次のいずれか該当する場合に行う。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止に関して、法以外の法令又は条例の規定により特別の手続が定められている場合

(2) 利用停止請求書に法第99条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思えられる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求める。

(3) 利用停止請求に理由があると認められない場合

(4) 利用停止請求に係る保有個人情報が存在しない場合

(5) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(6) 利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合（条例第 7 条第 2 項）。この場合の判断基準については、「第 6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に準ずる。

(7) 利用停止請求が権利濫用に当たる場合

権利濫用に当たるか否かの判断は、「第 9 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の権利濫用に関する判断基準」による。

第 9 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の権利濫用に関する判断基準

開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）が権利濫用に当たるか否かの判断は、以下の基準により行う。

1 「権利濫用」とは、一般に、形式上権利の行使としての外形を備えるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、その

権利本来の目的内容を逸脱するために、正当な権利の行使として認められないと判断される行為をいう。

2 「開示請求等の権利濫用」とは、法によって付与された開示請求権、訂正請求権又は利用停止請求権（以下「開示請求権等」という。）の本来の目的を逸脱し、権利濫用と認められるものをいう。

3 どのような行為が権利濫用に該当するかについては、開示請求権等の性格や内容、権利行使の態様や加害の意思・目的、権利濫用と解した場合の開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（以下「開示請求者等」という。）の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合の実施機関の事務への支障等の様々な要素を比較衡量して判断する。

4 開示請求等の権利濫用の類型

(1) 開示請求の際に、写しの交付を受けず、閲覧しないなどの開示の実施を拒否する意思を予め表明しているとき又は開示請求をするだけで、写しの交付を受けず、閲覧せず、若しくは写しの交付に係る実費を支払わないなどの行為を正当な理由なく繰り返し行うとき。

(2) 開示請求に係る内容を既に知り得ているにもかかわらず、同内容の開示請求を正当な理由なく繰り返し行うとき又は既に行った開示請求等を取り下げ、同内容の開示請求等を正当な理由なく繰り返し行うとき。

(3) 特定の職員が作成又は取得をした行政文書に係る開示請求等を集中的に、若しくは連続して行い、又は開示請求等の際に特定の職員を誹謗、中傷若しくは威圧するなど、開示請求等の態様、内容や開示請求者等の言動等から、特定の職員に対する害意が明らかに認められるとき。

(4) 同一の実施機関に対する開示請求等を集中又は連続して行う場合であって、開示請求等の態様、内容や開示請求者等の言動等から、当該実施機関の事務遂行能力を減殺させ、又は事務を停滞させるなどの害意が明らかに認められるとき。

(5) 開示を受けた保有個人情報違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき。

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱は、
廃止する。